

練馬区学習支援事業実施要綱

平成27年 5月28日

27練教学セ第185号

(趣旨)

第1条 この要綱は、経済的な支援を必要とする家庭に育つ中学生を対象に、基礎学力の定着を支援することをもって、子供の将来の進路選択の幅を広げるとともに、自立した生活を送れるようにすることを目的に、練馬区立学校教育支援センター条例（平成25年12月練馬区条例第72号）第3条第7号に規定する事業として実施する学習支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 事業の実施主体は練馬区教育委員会（以下「委員会」という。）とし、事業の運営は法人格を有する民間事業者（以下「事業者」という。）に委託して実施する。

(事業内容)

第3条 事業は、つぎに掲げる内容とする。

- (1) 中学校第3学年の生徒が基礎的な学力を身に付けるための支援に関すること。
- (2) 中学校第3学年の生徒からの学習および進路についての相談に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認めること。

2 事業は、事業実施年度の6月から3月までの間で実施するものとする。

(事業の対象者)

第4条 事業の対象者は、つぎに掲げる者とする。

- (1) 委員会が指定する日（以下「基準日」という。）現在、練馬区において生活保護法（昭和25年法律第144号）によるいずれかの扶助を適用される被保護世帯に属する中学校第3学年の生徒（以下「生徒」という。）
- (2) 基準日現在、練馬区に在住し、かつ事業実施年度の前年度における練馬区就学援助実施要綱（平成7年3月16日練教学学発第1024号）第2条第2号の準要保護者の要件を満たす者（以下「準要保護者等」という。）を保護者とする生徒
- (3) その他委員会が必要と認める者

(実施場所)

第5条 事業者は、委員会が指定する施設で事業を実施する。

(利用の申込み)

第6条 事業の利用を希望する者は、学習支援事業利用申込書（第1号様式）を委員会に提出することにより利用申込みをしなければならない。

2 前項の利用申込みに当たっては、委員会が第4条に規定する対象者であることおよび第7条第2項に規定する基準を適用するため必要な内容を同一の世帯に属する全員について確認することに同意することを要する。この場合において、事業実施年度の前年1月1日現在の住所地が練馬区でない者については、第4条に規定する対象者であることおよび第7条第2項に規定する基準を適用するため必要な内容を同一の世帯に属する全員について確認できる書類を添付しなければならない。

3 第1項の利用申込みについては、区長が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(利用の承認等)

第7条 委員会は、前条第1項の規定により利用の申込みを受けた場合において、第4条に規定する対象者の要件を満たす利用申込者が事業の定員を超える場合、第4条各号に規定する順に利用を決定するものとする。

2 前項により利用を決定する場合において、準要保護者等を保護者とする生徒の申込みが競合し、事業の定員を超えるときは、つぎの表に掲げる基準の順に利用調整を行う。

ア	<p>生徒の属する世帯全員の所得（事業実施年度の前年度の「課税総所得金額等」（練馬区特別区税条例（昭和39年練馬区条例第42号）第18条第1項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額をいう。）をいう。以下「所得」という。）の低い者から利用の決定を行う。</p> <p>この場合において、生徒の保護者が、児童扶養手当（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当をいう。以下同じ。）を受給しているひとり親（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に掲げる寡婦（以下「寡婦」という。）または同項第12号に掲げる寡夫（以下「寡夫」という。）である者を除く。）であるときは、当該保護者を寡婦または寡夫とみなして算定した額を所得とする。</p>
---	--

イ	アの基準を用いて利用を決定していき、所得が同額の生徒が複数いるため、定員を超えることになるときは、保護者が児童扶養手当を受給している者から利用の決定を行う。
ウ	イの基準を用いても、保護者が児童扶養手当を受給している生徒が複数いるため、定員を超えることになるときは、抽選により利用者を決定する。

3 委員会は、前2項の規定により利用を認めるときは、利用承認通知書（第2号様式）により、利用を認めないときは利用不承認通知書（第3号様式）により、利用を希望する者宛てに通知するものとする。

4 委員会は、事業を利用する場所を、原則として利用を希望する者の住所地に基づき指定して、前項の規定により利用を認めるものとする。

（利用の中止）

第8条 前条により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、事業の利用を中止する場合は、利用中止届（第4号様式）を委員会に提出しなければならない。

2 前項の利用中止届の提出に当たっては、事業者を経由して提出することができる。

（承認の取消し）

第9条 委員会は、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、利用者に対し、利用の承認を取り消すことができる。この場合において、委員会は、利用承認取消通知書（第5号様式）により、利用者へ通知するものとする。

- (1) 長期にわたり事業の利用がない場合
- (2) 正当な理由なく、繰り返し遅刻または早退をする場合
- (3) 学習意欲が著しく低く、改善の見込みがないと認められる場合
- (4) 他の利用者への迷惑行為等事業の運営に支障をきたす行為を行い、それらについて改善の見込みがないと認められる場合
- (5) 前各号のほか委員会が不相当と認める場合

（費用の徴収）

第10条 事業者は、事業の実施に当たり、原則として利用料等の費用を徴収することはできない。ただし、あらかじめ委員会の承認を得た場合は、利用者へ実費の負担を求めることができる。

（利用者情報の提供および個人情報の保護）

第11条 委員会は、事業者が事業を実施するに当たって必要な範囲で、利用者に関する情報を事業者に提供するものとする。

2 事業者は、事業の実施に当たり、利用者の個人情報を適正に管理するとともに、個人情報保護を徹底しなければならない。

3 事業に従事する者は、その業務を行うに当たり、利用者に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。事業に従事しなくなった後も、同様とする。

(実績報告)

第12条 事業者は、事業の実施状況を委員会が別に定める様式により、委員会に報告しなければならない。

(状況報告および調査)

第13条 委員会は、必要に応じて事業の状況報告の聴取および調査を行うことができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。ただし、第6条から第9条までの規定は、平成27年6月1日から施行する。

付 則 (平成28年2月5日27練教学セ第841号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年2月3日28練教学セ第821号)

この要綱は、平成29年2月8日から施行する。

付 則 (平成29年3月30日28練教学セ第1013号)

この要綱は、平成29年3月30日から施行し、平成29年3月23日から適用する。

付 則 (令和6年1月23日5練教学セ第639号)

この要綱は、令和6年1月23日から施行する